

補助金を活用して導入した介護テクノロジー等の 財産処分手続の手順

- 介護テクノロジー等の財産処分手続が必要な場合
- 財産処分手続の手順
- 記入要領

介護テクノロジー等の財産処分手続が必要な場合

財産処分手続が必要な場合とは

- 補助金で取得した、価格が単価30万円以上の介護テクノロジー等を、厚生労働大臣が定める期間内に、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け担保に供し、又は取り壊すこと等を行う場合

機器毎の処分制限期間について

- 機器毎の期間は、以下の告示を参照すること。その他判断に迷う場合は、別途厚生労働省老健局高齢者支援課生産性向上推進室へ照会すること。

・補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(◆平成20年07月11日厚生労働省告示第384号)

【処分制限期間の例】

- ・介護ソフト : 5年
- ・介護ロボット : 5年

財産処分手続の手順

※ 1.～6.の手順で約2～3ヶ月を想定

1. 事業所から都道府県あて、財産処分手続が必要な旨連絡
2. 都道府県において、別紙様式1又は別紙様式2（※）を作成のうえ、厚生労働省老健局高齢者支援課生産性向上推進室へ送付
3. 厚生労働省において、別紙様式1または別紙様式2を精査のうえ、承認手続を実施
4. 厚生労働省から都道府県あて、承認通知を送付
5. 都道府県において、国庫納付を含む財産処分手続を実施
6. 手続の完了後、都道府県から厚生労働省あて、別紙様式3（※）を送付

（※）各様式については以下に掲載された通知を参照。

[介護保険最新情報vol.1417（「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の一部改正について](#)

(参考) 別紙様式 1 の記入要領

記入不要です

該当項目が承認基準の第4の1以外の場合は、該当する項目を記入してください

別紙様式 1

〇〇 第 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣
〇〇厚生(支)局長 殿
〇〇労働局長

補助事業者名

介護保険事業費補助金(*1)により取得した移乗支援機器に係る財産処分について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に基づき(*2)、次のとおりの処分について承認を求めます。

「介護保険事業費補助金」に修正ください

財産処分するテクノロジー名に修正ください

1 処分の種類 (該当するものに○)
(転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 抵当権の設定 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③施設名	④所在地	
社会福祉法人〇〇〇〇	特別養護老人ホーム××××	特別養護老人ホーム××××	東京都千代田区・・・	
⑤施設(設備)種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員
特表	造	m	m	30名
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬事業開始年度	⑭処分年度
1,000,000円	100,000,000円	500,000,000円	令和5年度	5年
⑯処分の内容				⑰処分予定年月日
有償譲渡				令和8年4月1日
⑱譲渡予定額 (譲渡の場合)	⑲評価額	⑳評価額の算出方法(いずれかに○)		
円	500,000円	定額法		

3 経緯及び処分の理由

特別養護老人ホーム××××を開業するにあたり、補助金の交付を受けて活用した移乗支援機器を他施設へ有償譲渡する

4 承認条件としての納付金 (有 無)

・→無の場合 (次の承認基準の第3(国庫納付に関する承認基準)の該当項目に○)
1 地方公共団体 (1)→(㊸ア ㊸イ ㊸ウ ㊸エ)
2 地方公共団体以外の者 (1)→(㊸ア-1 ㊸エ ㊸オ ㊸カ ㊸キ)

・→有の場合 (次の承認基準の第4の1(有償譲渡又は有償貸付)の該当項目に○)
(1)地方公共団体 ㊸ア(2) ㊸ア(1) ㊸ア(1)
(2)地方公共団体以外の者 ㊸ア(2) ㊸ア(1) ㊸ア(1) **㊸イ**

5 添付資料

- 対象施設の図面(国庫補助対象部分、面積を明記したもの)及び写真
- 国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- その他参考となる資料

(参考) 別紙様式2の記入要領

記入不要です

別紙様式2

〇〇〇 第 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣
〇〇厚生(支)局長
〇〇労働局長 殿

補助事業者名

介護保険事業費補助金(*1)により取得した移乗支援機器に係る財産処分の報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に基づき(*2)、次の処分について報告します。

「介護保険事業費補助金」に修正ください

財産処分するテクノロジー名に修正ください

1 処分の種類 (転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③施設名	④所在地		
社会福祉法人〇〇〇〇	特別養護老人ホーム××××	特別養護老人ホーム××××	東京都千代田区・・・		
⑤施設(設備)種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
特養	造	m	m	30名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬事業年度	⑭処分年度	⑮経過年数
1,000,000円	100,000,000円	500,000,000円	令和5年度	5年	3年
⑯処分の内容					⑰処分予定年月日
有償譲渡					令和8年4月1日

3 経緯及び処分の理由

特別養護老人ホーム××××を開業するにあたり、補助金の交付を受けて活用した移乗支援機器を他施設へ有償譲渡する

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目(番号を○で囲む)

- 地方公共団体 → (1)① (1)② (2)
- 地方公共団体以外の者 → (2)○

5 添付資料

- 対象施設の図面(国庫補助対象部分、面積を明記したもの)及び写真
- 国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されてない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- その他参考となる資料

(参考) 別紙様式3の記入要領

別紙様式3

〇〇〇 第 号
(元号) 年 月 日

(厚生労働大臣
〇〇厚生(支)局長
〇〇労働局長) 殿

補助事業者名

移乗支援機器に係る財産処分完了報告について

(元号) 年 月 日 発第 号により承認された標記の財産処分につきましては、
別添のとおり完了しましたので、報告します。

Ctrl

財産処分するテクノロジー名に修正ください